

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	後期高齢者医療に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

加西市は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

兵庫県加西市長

公表日

令和3年9月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律等の規定に基づき、対象者の資格管理、保険料の賦課管理、収納管理、滞納管理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①後期高齢者医療に関する申請書や届出書の受理、その申請等に係る事実確認又は応答に関する事務 ②後期高齢者医療給付の支給に関する事務 ③保険料の徴収又は賦課に関する事務
③システムの名称	・後期高齢者医療広域連合標準システム ・後期高齢者医療システム ・収滞納管理システム ・団体内統合宛名システム ・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という)第9条第1項 別表第一の59の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(以下「別表第一主務省令」という)第46条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令(以下、「別表第二主務省令」という) ※別表第二の82、83の項にかかる別表第二主務省令は未公布 ○情報照会の根拠 ・別表第二(82の項) ○情報提供の根拠 ・別表第二(83の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 国保医療課
②所属長の役職名	国保医療課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒675-2395 兵庫県加西市北条町横尾1000番地 加西市役所 健康福祉部 国保医療課 電話番号 0790-42-8721
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒675-2395 兵庫県加西市北条町横尾1000番地 加西市役所 健康福祉部 国保医療課 電話番号 0790-42-8721

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="checkbox"/>] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>] 接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input checked="" type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月1日	公表日	平成27年6月1日	平成29年7月1日	事後	
平成29年7月1日	I-4-① 実施の有無	実施する	未定	事後	
平成29年7月1日	I-5-① 部署	健康福祉部 市民課	健康福祉部 国保医療課	事後	
平成29年7月1日	I-5-② 所属長	健康福祉部 市民課 民輪 清志	健康福祉部 国保医療課 榎田 隆章	事後	
平成29年7月1日	I-7 請求先	〒675-2395 兵庫県加西市北条町横尾1000番地 加西市役所 健康福祉部 市民課 電話番号 0790-42-8721	〒675-2395 兵庫県加西市北条町横尾1000番地 加西市役所 健康福祉部 国保医療課 電話番号 0790-42-8721	事後	
平成29年7月1日	I-8 連絡先	〒675-2395 兵庫県加西市北条町横尾1000番地 加西市役所 健康福祉部 市民課 電話番号 0790-42-8721	〒675-2395 兵庫県加西市北条町横尾1000番地 加西市役所 健康福祉部 国保医療課 電話番号 0790-42-8721	事後	
平成29年7月1日	II-1 対象人数	平成27年5月19日 時点	平成29年7月1日 時点	事後	
平成29年7月1日	II-2 取扱者数	平成27年5月19日 時点	平成29年7月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	I-5評価実施機関における担 当部署②所属長の役職名	国保医療課長 榎田隆章	国保医療課長	事前	様式変更に伴う修正。
令和1年6月28日	II-1 対象人数	平成29年7月1日 時点	令和1年6月19日 時点	事後	
令和1年6月28日	II-2 取扱者数	平成29年7月1日 時点	令和1年6月19日 時点	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策	(記載なし)	(項目を追加)	事後	様式変更に伴う修正。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I-4 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二並びに行政 手続における特定の個人を識別するための番 号の利用等に関する法律別表第二の主務省令 (以下、「別表第二主務省令」という) ※別表第二の82、83の項にかかる別表第二主 務省令は未公布 ○情報照会の根拠 ・別表第二(82の項) ○情報提供の根拠 ・別表第二(83の項)	番号法第19条第8号及び別表第二並びに行政 手続における特定の個人を識別するための番 号の利用等に関する法律別表第二の主務省令 (以下、「別表第二主務省令」という) ※別表第二の82、83の項にかかる別表第二主 務省令は未公布 ○情報照会の根拠 ・別表第二(82の項) ○情報提供の根拠 ・別表第二(83の項)	事後	法令改正に伴う変更
令和3年9月1日	II-1 対象人数	令和1年6月19日 時点	令和3年9月1日 時点	事後	
令和3年9月1日	II-2 取扱者数	令和1年6月19日 時点	令和3年9月1日 時点	事後	